

省

令

○厚生労働省令第九十九号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十月十日
厚生労働大臣 福岡 資麿
労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 （略） 2 令和六年一月一日において石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和七年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「十二月二十六日」とする。	1 （略） 2 令和六年一月一日において石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合に対して令和六年度に交付する整備法第二十三条（石綿健康被害救済法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報奨金に係る第二条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「十月十五日」とあるのは、「令和七年一月三十一日」とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七十号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第一条第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書の規定に基づき、令和七年度における同条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金に係る報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日に関し、延長後の期日として厚生労働大臣が定める日は、令和六年一月一日において次の表の上欄に掲げる区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は同日において当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

令和七年十月十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町

令和七年十月三十一日

その他告示

○総務省告示第三百四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十月十日

総務大臣 村上誠一郎

一名 称 令和七年度米陸軍との実動訓練参加部隊

二 国外派遣期間 令和七年十月十四日から令和七年十二月四日まで

三 派遣人数（概数） 四百四十人程度

四 派遣地域 域 アメリカ合衆国ワシントン州

○文部科学省告示第二百二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日

文部科学大臣 阿部 俊子

上欄	下欄
無形文化財	保 持 者
芸能の部	
名 称	氏 名 芸 名 生 年 月 日 住 所
常磐津節三味線	丹澤 正明 常磐津 都 昭和十七年二月十九日 京都府京都市 嵯峨
工芸技術の部	
名 称	氏 名 雅 号 生 年 月 日 住 所
袖下彩	中田 和雄 中田 一 於 昭和二十四年三月十五日 石川県小松市

○文部科学省告示第二百二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加して認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年十月十日

文部科学大臣 阿部 俊子

上欄	下欄
重要無形文化財	保 持 者
芸能の部	
名 称	氏 名 芸 名 生 年 月 日 住 所
尺八	善養寺恵介 昭和三十九年三月十三日 埼玉県所沢市